

私事総第 1126 号
令和 8 年 8 月 24 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原 紀彦

令和 8 年熊本地震に係る共済事務の取扱いについて

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、被災された加入者及び被扶養者の皆様並びに学校法人等に対し、下記のとおり、短期給付及び福祉事業の特例、書類の提出期限並びに掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付期限の延長及び猶予、その他の特例措置を設けることとしましたので、お知らせします。加入者及び被扶養者の皆様への周知も、併せてお願いします。

また、今回の被災状況に鑑み、被災加入者の皆様に円滑に災害見舞金等の災害給付及び災害貸付を申請いただけるよう、特例対応を予定しております（詳細は、決まり次第お知らせします）。

なお、共済事務の取扱いについては、私学共済ホームページでもお知らせしています。内容の変更等、随時ホームページで御案内してまいりますので、併せて御覧ください。

被災された皆様の一日も早い復旧・復興を、心よりお祈り申し上げます。

記

1 資格関係〔担当部署：業務部資格課〕

（1）マイナ保険証等がない場合における病院・診療所での受診

マイナ保険証又は資格確認書が手元にない場合でも、医療機関の窓口で次の①～⑤の事項を申告すれば受診できます。なお、万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課まで御連絡ください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号）
- ④ 私学共済の加入者又はその被扶養者であること
- ⑤ 勤務先の学校名

（２）電話等による資格確認書等の再交付

被災された加入者又は被扶養者の資格確認書の再交付、資格証明書の交付の依頼については、電話等による申出でも本人確認のうえ受け付け、学校法人等の住所、加入者住所又は加入者が指定する住所へ送付します。

なお、電話等による手続については、**令和８年９月３０日まで**の取扱いとします。

また、任意継続加入者から資格確認書の再交付等の問い合わせがあった場合には、直接資格課へ御連絡いただくようお願いください。

（３）被災された学校法人等の事務連絡先の一時変更

被災された学校法人等が、事務連絡先を一時的に変更する場合は、電話等でもその申出を受け付けます。

（４）各種異動報告書及び届出書等の提出期限延長

資格事項に関する各種異動報告書及び届出書等については提出期限が定められていますが、各提出期限を**原則６か月間延長**します。

各提出期限延長後に提出する場合は、用紙の余白に「令和８年熊本地震」と朱書きしてください。

２ 短期給付関係〔担当部署：業務部短期給付課〕

（１）災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給

加入者又は被扶養者の住居や家財に５分の１以上の損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び災害見舞金付加金を支給します。

災害見舞金及び災害見舞金付加金の請求には、次の①～④の書類等の提出が必要となります。なお、**請求期限は、災害にあった日の翌日から２年となります。**

① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書

② 災害状況明細書

注１ 災害状況明細書記入チェック表を確認しながら、作成してください。

注２ 家財の品目が多くて書ききれない場合は「家財内訳書」を使用してください。

③ り災証明書

④ り災部分がわかる写真（任意）

※ 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書、災害状況明細書、災害状況明細書記入チェック表及び家財内訳書は、私学共済ホームページからダウンロードできます。

（２）医療機関の窓口負担の免除

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に住所を有する加入者又は被扶養者が、被災により次の①～③のいずれかに該当する場合は、医療機関等を受診する際に、窓口でその旨を**口頭で**申し出ることにより、保険診療に係るものに限り、窓口で負担する一部負担金等の支払が免除されます（**被災された日から令和８年１１月３０日までの受診分に限り**ます）。ただし、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- ① 住家が全半壊・全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者が行方不明になった

注1 被災された日とは「り災証明書」に記載されている「り災年月日」を指します。

注2 窓口で申し出るにあたり、「り災証明書」等の提示は不要です。

ただし、免除要件の確認が必要となるため、後日、「**一部負担金等免除申請書**」により「**一部負担金等免除証明書**」の発行手続きをしてください。「一部負担金等免除証明書」の提示により医療機関での受診がスムーズに行われ、また、免除期間が延長になった場合には有効期間を延長した証明書を当事業団から自動的に発行することができます（「一部負担金等免除申請書」は、私学共済ホームページからダウンロードできます）。

（３）医療機関の窓口負担の還付

上記窓口負担の免除の対象となる加入者又は被扶養者が医療機関等の窓口で一部負担金等を支払ったときは、当該一部負担金等の還付を請求することができます（**被災された日から令和8年11月30日までの受診分に限ります**）。この場合は、まず「一部負担金等免除証明書」を申請してください。「一部負担金等免除証明書」がお手元に届きましたら、「一部負担金等還付請求書」にて請求してください（「一部負担金等還付請求書」は、私学共済ホームページからダウンロードできます）。

注1 被災された日とは「り災証明書」に記載されている「り災年月日」を指します。

注2 当該療養が職務上及び通勤途上の災害の場合は、一部負担金免除又は還付の対象となりません。労災保険給付については厚生労働省か都道府県の労働局等に御相談ください。

3 掛金等関係〔担当部署：業務部掛金課〕

（１）熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に所在地を有する学校法人等

令和8年7月28日以降に納期限の到来する掛金等及び子ども・子育て拠出金の納期限が延長されます。対象期間及び延長後の期限については、国税徴収の例により、決定後にホームページ等でお知らせします。また納期限の延長の終了後、引き続き納付が困難である場合には、申請に基づき、納付の猶予等を受けられる場合があります。

（２）上記地域以外に所在地を有する学校法人等

被災により掛金等及び子ども・子育て拠出金の納付が困難である場合には、申請に基づき、納付の猶予等を受けられる場合があります。

4 年金関係〔担当部署：年金部〕

被災された年金受給権者が年金証書の紛失若しくは破損又は年金関係の書類が提出できない等で困りの場合には、個別に御相談を承っております。

5 災害見舞品関係〔担当部署：福祉部保健課〕

今回の地震で被災され、災害見舞金付加金の支給を受ける加入者への災害見舞品については、災害見舞金付加金の送金に併せて、自動的に現金3万円を支給します。

6 積立貯金関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

災害救助法適用市町村に居住の加入者を対象に、以下の措置を講じます。

- (1) 申し出により、緊急やむを得ないと判断される場合には、通常の払戻日にかかわらず、随時の払い戻しを請求することができます。この場合は、「積立貯金払戻請求書」の余白（右上）に「**緊急払戻希望**」と朱書きしてください。

申し出の締切りは、**令和9年1月31日**となります。

- (2) 「積立貯金払戻請求書」がないときは、任意の用紙に「積立貯金払戻請求書」と明記し、学校名、加入者等記号・番号、加入者の氏名及び生年月日並びに払戻金額を記入し、積立貯金登録印（以下「登録印」といいます。）を押印の上、請求してください。
- (3) 紛失等により登録印を押印できない場合は、他の印又は拇印でも受け付けますが、この場合は、「積立貯金払戻請求書」に学校法人等代表者の確認印を押印してください。

また、後日、当事業団指定の用紙を提出していただく必要がありますので、御了承ください。

7 積立共済年金関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

災害救助法適用市町村に居住の加入者を対象に、以下の措置を講じます。

- (1) 脱退一時金又は遺族一時金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。
- (2) 積立共済年金の掛金の振替が**3か月**できない場合は、自動脱退の扱いとなりますが、申し出により**令和9年1月**まで掛金の払い込みを猶予します。猶予期間内（**令和9年1月6日**振替まで）であれば未入期間分の払い込みを行うことで継続することができます。なお、申し出の締切りは**令和8年11月13日**までとなります。

8 共済定期保険関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

〔問い合わせ先〕専用フリーダイヤル：0120-716-267

災害救助法適用市町村に居住の加入者を対象に、以下の措置を講じます。

- (1) 死亡保険金及び入院給付金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります（添付書類の省略又は代替書類の添付等。例えば、死亡の証明については、報道記事等で代替できれば省略可能です）。

また、病院の事情（倒壊、停電、満床等）で入院できず、臨時施設や自宅で治療（療養）を受けた場合、医師による証明書があれば、入院したものとみなし、給付金を請求することができます。

- (2) 保険料の払い込みについて、申し出により延長できる場合があります。

9 アイリスプラン（年金コース）関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕
〔問い合わせ先〕専用フリーダイヤル：0120-491-294

詳細は、専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

10 貸付け関係〔担当部署：福祉部貯金・貸付課〕

（１）定期償還期限の延長

被災された借受人からの申し出により、すべての貸付けについて、**２年間**を限度として定期償還期限を延長します。延長の申し出は、「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」に、「災害証明書」（「り災証明書」又は「被災証明書」）を添付し、被災日から起算して5か月を経過する日（**必着**）までに申し出てください。

なお、定期償還期限延長期間中の利息は、**年１．００％の固定利率**とし、延長期間終了後に、一括又は分割でお支払いいただきます。

（２）被災された加入者への貸付け

① 災害貸付

- ・貸付限度額 標準報酬月額 of 6 月分相当額（ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円）
- ・貸付利率 **年１．００％（固定利率）**
- ・申込期限 被災した日から1年以内（**必着**）
- ・その他 申し込みに当たっては、引き続く加入者期間が1年以上必要です。貸付申込書（様式第1号）の貸付事由欄に「**令和8年熊本地震**」と記入し、「災害証明書」（「り災証明書」又は「被災証明書」）を添付してください。

また、**申し込み時に**、「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」により申し出ること、初回償還分から**2年**を限度に定期償還期限を延長できます。

② 特例住宅貸付

- ・貸付限度額 貸付申し込み時における退職手当の見込額に600万円を加えた額（ただし、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）
- ・貸付利率 **年１．２６％（固定利率）**
- ・申込期限 被災日から起算して3年を経過する日（**必着**）まで
- ・その他 申し込みに当たっては、引き続く年金等給付の加入者期間が5年以上必要です。貸付申込書（様式第1号）の貸付事由欄に用途のほか「**令和8年熊本地震**」と記入し、通常の住宅貸付に必要な添付書類のほかに、「り災証明書」を添付してください。

また、**申し込み時に**、「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」により申し出ること、初回償還分から**2年**を限度に定期償還期限を延長できます。

- ※1 「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」及び「定期償還期限延長申請書（新規貸付者）」には、借受人（又は申込人）及び学校法人等代表者の押印が必要です。用紙は、私学共済ホームページからダウンロードできます（任意の用紙でも結構です）。
- ※2 貸付申し込み時に「災害証明書」が入手できず、添付が困難な場合は、申込人による理由書（後日、「災害証明書」を提出する旨の記載があるもの）及び申込人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）を添付してください。
- ※3 「災害証明書」は原本の添付が原則ですが、写しでの提出も可能です。

1 1 宿泊施設関係〔担当部署：施設部管理課〕

令和8年9月30日までの間、被災により自宅での居住が困難となった加入者及びその御家族に対し、当事業団の宿泊施設（全16施設）を提供します。

利用料金については、宿泊料は無料、食事代は自己負担となります。

宿泊の御利用については、各宿泊施設への事前予約が必要です。なお、予約状況によっては、御利用いただけない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

各施設の連絡先は、私学共済ホームページを御参照ください。

上記の内容に関するお問い合わせは、当事業団共済事業本部の各担当部署までお願いします。なお、項番8「共済定期保険」及び項番9「アイリスプラン」については、フリーダイヤルにお問い合わせください。

以上

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
TEL：03-3813-5321（代表）
私学共済ホームページ：<https://www.pmac.shigaku.go.jp>